

# 入札公告

令和4（2022）年12月1日

栃木県道路公社

理事長 江連 隆信

## 1 入札対象工事

- (1) 工事名 済水槽・受水槽設備更新工事
- (2) 工事箇所 日光宇都宮道路 日光市野口（日光PA）
- (3) 工事概要 浈水槽設備更新（合併処理済水槽 1,450人槽）一式  
受水槽設備更新（有効容量 50m<sup>3</sup>）一式  
電気設備更新（低圧受電化）一式
- (4) 工期 工事着手日から 360日間  
ただし、契約締結日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日までに工事に着手すること。  
(工事着手日は土日祝日を除く。)
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 本工事は、紙入札で行う工事である。（郵便入札）
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、栃木県道路公社低入札価格工事対策の適用対象工事である。
- (9) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るために、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことが出来る余裕期間（任意着手方式）を設定した工事である。

## 2 入札参加形態

特定建設工事共同企業体による参加（構成員の数 2者ないし3者）

## 3 入札手続き等

### （1）発注担当部署

区分	担当部署	電話番号	所在地
入札担当部署	栃木県道路公社 施設管理部 管理担当	0288-32-2325 FAX 0288-32-2265	〒321-2345 日光市木和田島2096-1 道路公社2階
工事担当部署	栃木県道路公社 施設管理部 施設担当	0288-32-2326 FAX 0288-32-2265	同上
メールアドレス	totidoko@plum.ocn.ne.jp		

### （2）入札手続き等

手続き等	期間又は期日等	場所又は問い合わせ先等
設計図書の閲覧	令和4年12月1日（木）から入札書の提出期限まで	栃木県道路公社ホームページよりzipファイルをダウンロードする。 <a href="https://www.totidoko.or.jp/keiyaku/">https://www.totidoko.or.jp/keiyaku/</a> (1)に示す工事担当部署への電話申し出によりパスワードを配布する。
競争参加資格確認申請の受付	令和4年12月2日（金）から 令和4年12月12日（月）	(1)に示す工事担当部署へ事前にメール又はFAXにより提出するのと併せ、本書は簡易書留郵便により提出すること。
質問の受付	午後4時まで	

競争参加資格確認通知	令和4年12月15日（木）	(1)に示す入札担当部署へ事前に電話連絡により通知するのと併せ、本書は簡易書留郵便により通知する。
質問への回答		(1)に示す工事担当部署から質問者に対して、メール又はFAXにより回答する。
入札書の提出	令和4年12月16日（金）から 令和4年12月23日（金） 午後4時まで	(1)に示す入札担当部署へ簡易書留郵便により提出すること。
評価項目算定資料の提出	令和4年12月26日（月） 持参の場合は午前9時から午後4時まで 郵送の場合は当日までに必着	(1)に示す入札担当部署へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は簡易書留郵便によるものとし、左記の提出期日までに入札担当部署に到達しない場合は、提出がなかったものとみなす。
価格以外の評価点の公表	令和5年1月10日（火）	栃木県道路公社ホームページにて公表する。
疑義の照会の受付	価格以外の評価点の公表日の翌日の 午後4時まで	(1)に示す工事担当部署へメール又はFAXにより提出すること。
疑義への回答	令和5年1月13日（金）	照会者に対して回答する。
開札	令和5年1月16日（月） 午前11時00分から	栃木県道路公社2階 新型コロナウイルス感染症対策のため、立ち合いは不要とする。 栃木県道路公社職員立ち合いのもと実施する。改札後、落札予定者には(1)に示す入札担当部署から電話連絡をする。
開札後の審査書類の提出	開札日の翌日の午後4時まで	(1)に示す工事担当部署へ事前にメール又はFAXにより提出するのと併せ、本書は簡易書留郵便により提出すること。

- (注) 1 期間を定めたものについては、栃木県の休日に関する条例第2条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）を除く。また、期日を定めたものについて、その日が休日等に当たる場合は、その翌日とする。  
 2 開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。  
 3 メール又はFAXにより書類等を送付した場合は、必ず担当部署へ電話連絡をすること。

#### 4 競争に参加できる者の条件

- (1) 本工事の競争入札に参加できる者は、栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、競争参加資格確認申請の受付期限日現在において次に掲げる条件をすべて満たしている、2者ないし3者を構成員とする特定建設工事共同企業体であって、本工事の競争参加資格の確認までに栃木県知事から本工事に係る特定建設工事共同企業体としての建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- なお、特定建設工事共同企業体に関するその他必要な事項は、栃木県建設共同企業体取扱要領によるものとする。

条 件	条件適用の有無	内 容		
ア 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において右に掲げる認定及び格付を受けている者であること。	有	工 種	管工事	
		代表構成員	格 付	A級
		総合点数		—
		その他構成員	工 種	管工事
			格 付	A級
		総合点数		—
イ 右の条件を満たす営業所等がその地域内にあること。	有	代表構成員	県内に本店があること。	

		その他 の構成 員	県内に本店があること。
ウ 代表構成員が、完成引渡しが完了した(2)に掲げる同種・類似工事を元請け※として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。 ※PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	有		
エ 構成員のいずれもが、右に掲げる国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。	有		管工事に係る特定建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等
オ 代表構成員が、完成引渡しが完了した(3)に掲げる同種・類似工事を元請け※として受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験を有する者を主任技術者又は監理技術者として本工事に配置できること。 ※PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	有		
カ 構成員のいずれもが、本工事に係る設計業務等の受託者である右に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。	有		有限会社イースペック
キ 構成員のいずれもが、右に掲げる工事の落札者（建設工事共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 ただし、本工事の競争参加資格確認申請の受付期限日までに当該工事の完成引渡しが完了した場合、本工事の競争入札に参加できるものとする。	無		
ク 代表構成員が、右に掲げるいずれかの条件を満たす人数以上の技術職員を雇用（開札日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係に限る。）していること。	有		1級技術職員数が3人以上
ケ 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和4（2022）年4月1日版）1に示す条件を満たしていること。			

(2) (1) ウにおける同種・類似工事（企業の施工実績）は、次のすべての条件を満たす工事とする。

- ①平成19（2007）年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注した請負金額500万円以上の管工事（工種が管工事の者に限る。）
  - (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、公益民間企業のいずれかの者
  - (ii)上記(i)が発注したPFI事業を受注した者
- ②平成19（2007）年度以降に完成引き渡しが完了した、延べ面積500m<sup>2</sup>以上で鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物における、新営又は改修工事に係る管工事（工種が管工事のものに限る。）  
ただし、①と②は同一工事でなくてもよい。

(3) (1) オにおける同種・類似工事（配置予定技術者の工事経験）は、次のすべての条件を満たす工事とする。

なお、配置予定技術者は、同種・類似工事の契約工期全般にわたり従事していることを原則とする。

- ①平成19（2007）年度以降に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注した請負金額500万円以上の管工事（工種が管工事の者に限る。）
  - (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、公益民間企業のいずれかの者
  - (ii)上記(i)が発注したPFI事業を受注した者
- ②平成19（2007）年度以降に完成引き渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物における、新営又は改修工事に係る管工事（工種が管工事のものに限る。）  
ただし、①と②は同一工事でなくてもよい。

(4) (1) クにおける技術職員とは、次のとおりとする。

① 1級技術職員とは、次の資格を有する者である。
ア 1級管工事施工管理技士
イ 技術士（第二次試験のうち技術部門および選択科目を下記とする者に限る。）
・機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」（旧「熱工学」を含む。）又は「流体機器」（旧「流体工学」を含む。）とするものに限る。）
・上下水道部門（選択科目は問わない。）
・衛生工学部門（選択科目は問わない。）
・総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」（旧「熱工学」を含む。）、「流体機器」（旧「液体工学」を含む。）又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る科目とするものに限る。）

## 5 分割（分離）発注に係る入札条件

次に掲げる工事の落札者（建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする建設工事共同企業体を含む。）は、重複して落札者となることができない。入札は入札順位に従って執行し、順次落札者を決定する。

入札条件適用の有無	無
工事名及び工事箇所等	—

## 6 総合評価点算定基準

(1) 價格点及び評価点の配点は、次のとおりとする。

- ア 價格点 100点
- イ 價格以外の評価点 28点
- ウ 施工体制評価点 0点又は-10点

(2) 價格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料の提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

なお、本工事の入札に係る價格以外の評価は、特定建設工事共同企業体の代表構成員を対象として行う。

評価区分	評価項目	配点	評価基準	評価点
企業の施工能力 企業の技術力	ア 工事成績評定 過去の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。 評価の対象とする工事は、評価基準日の属する年度の前5ヶ年度に完成引渡しが完了した栃木県環境森林部・農政部・県土整備部・企業局発注の管工事とする。	3.0点	80点以上	3.0点
	78点以上80点未満		2.0点	
	76点以上78点未満		1.0点	
	76点未満		0点	
イ 企業の施工実績 評価基準日までに完成引渡しが完了した（3）に掲げる同種・類似工事を元請け※として施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を評価する。 ※PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	2.0点	浄化槽処理対象人員501人槽以上の浄化槽設備設置を含む管工事の実績有り	2.0点	
		浄化槽処理対象人員350人槽以上501人槽未満の浄化槽設備設置を含む管工事の実績有り	1.0点	
		上記工事の実績無し	0点	

	<p>ウ 優良工事の受賞 評価基準日の属する年度の前5ヶ年度の栃木県優良建設工事表彰等の受賞（建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。</p>	2.0点	前2ヶ年度に知事表彰（知事奨励賞含む。）有り	2.0点	
			上記を除く前5ヶ年度に知事表彰（知事奨励賞含む。）又は前2ヶ年度に所長等表彰有り	1.0点	
			上記を除く前5ヶ年度に所長等表彰有り	0.5点	
			無し	0点	
		0.5点	ISO9001及びISO14001の両方を取得	0.5点	
			ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0.25点	
			無し	0点	
		0.5点	実績有り	0.5点	
			実績無し	0点	
		0.5点	措置無し	0.5点	
			措置有り	0点	
		0.5点	配置有り	0.5点	
			配置無し	0点	
配置予定技術者の能力	<p>ク 配置予定技術者の工事経験 評価基準日までに完成引渡しが完了した（4）に掲げる同種・類似工事を元請け※として受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事における主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した配置予定技術者の工事経験を評価する。 ※PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者</p>	1.0点	浄化槽処理対象人員50人槽以上の浄化槽設備設置を含む管工事の実績有り	1.0点	
			浄化槽処理対象人員350人槽以上501人槽未満の浄化槽設備設置を含む管工事の実績有り	0.5点	
			上記工事の経験無し	0点	
		1.0点	2回以上	1.0点	
		1.0点	1回	0.5点	
		1.0点	無し	0点	

		コ 配置予定技術者のC P D 評価基準日の属する年度の前年度において、(5)に掲げる団体が実施する継続学習制度(C P D)における配置予定技術者の単位取得状況を評価する。	1.0点	取得有り 取得無し	1.0点 0点
企業の信頼性	地域精通度	サ 地域内拠点の有無 本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。 本店が右のいずれの地域にあるかで評価する。	2.0点	日光土木事務所管内 その他の地域	2.0点 0点
	地域貢献	シ 地域の守り手としての実績 ①「評価基準日前2年間における路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績」又は「評価基準日前5年間において完成引渡しが完了した、栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく応急復旧工事の実績」を評価する。 ②評価基準日現在において栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務の実施に関する栃木県との覚書の締結の有無で評価する。	2.0点	①及び②の実績有り ①又は②の実績有り 実績無し	2.0点 1.0点 0点
		ス 災害時の基礎的事業継続力の認定 評価基準日現在における関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況を評価する。	0.5点	有り 無し	0.5点 0点
		セ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップによる学生の受入実績 ③水防等協力団体指定実績 ④県が推進する環境施策等への取組実績 ⑤担い手確保への取組実績 ⑥就労支援事業等における雇用実績	2.0点	4項目以上 3項目 2項目 1項目 実績無し	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0点
企業の取組		次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 なお、ソ、タの評価の対象とする工事は、評価基準日前2年間に完成引渡しが完了した国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の工事とし、工種は問わない。 また、チの評価の対象とした工事は、評価基準日前2年間に完成引渡しが完了した、以下(i)又は(ii)が発注した工事とし、工種は問わない。 (i)国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者 (ii)上記(i)が発注したPFI事業を受注した者 ソ 週休2日制工事の実績 元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、発注機関の要領等により4週8休以上を達成した週休2日制工事の実績により評価する。	1.5点	3項目以上 2項目 1項目 実績無し	1.5点 1.0点 0.5点 0点

	<p>タ ICT活用工事の実績 元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、発注機関の要領等によるICTを活用した工事の実績により評価する。</p> <p>チ 若手・女性技術者の配置実績 元請け※として施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、若手・女性技術者を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として配置した企業の取り組みを評価する。 ※PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者</p> <p>ツ 建設キャリアアップシステムの導入実績 評価基準日現在において事業者登録している実績を評価する。</p>			
施工計画	<p>テ 施工計画の評価 (6)に掲げる施工計画テーマにより評価する。</p>	8.0点	A B C D E F G H I	8.0点 7.0点 6.0点 5.0点 4.0点 3.0点 2.0点 1.0点 0点

(3) 價格以外の評価項目（企業の施工実績）において評価対象とする同種・類似工事は、次のすべての条件を満たす工事とする。

- ・平成19（2007）年度以降に完成引渡しが完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物における、浄化槽処理対象人員350人槽以上の浄化槽設備設置（部分改修を除く）を含む新設又は改修工事に係る管工事（工種が管工事のものに限る。）

(4) 價格以外の評価項目（配置予定技術者の工事経験）において評価対象とする同種・類似工事は、次のすべての条件を満たす工事とする。

なお、配置予定技術者は、同種・類似工事の契約工期全般にわたり従事していることを原則とする。

- ・(3)に掲げる同種・類似工事（企業の施工実績）と同じ

(5) 継続学習制度（CPD）の評価対象団体は、次のとおりとする。

建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議の構成団体のうち、いずれか1団体における、当該団体が定める推奨単位以上の単位取得状況

(6) 施工計画の評価テーマは、次のとおりとする。

次のテーマに対する所見について評価する。

- ・浄化槽・受水槽設備工事に関する施工管理について  
(浄化槽・受水槽設備の撤去据付時における施工管理上の課題とその対応について技術的所見を求める。)
- ・工事中の安全管理等に関する対策について  
(工事中の日光口PA施設利用者等に対する安全管理及び環境保全に関する課題とその対応について技術的所見を求める。)

(7) 施工体制評価点は、入札者が提出した施工体制確認審査資料（添付資料を含む。）により、施工体制確認審査資料提出日現在において、「施工体制確認審査資料作成要領」に定める評価項目について評価を行い、「総合評価点算定基準（施工体制確認型）」に基づき算定する。

## 7 競争参加資格確認申請及び開札後の審査書類の提出

- (1) 本工事の競争入札に参加を希望する者は、3の（2）に示す競争参加資格確認申請の受付期間に次に掲げる競争参加資格確認申請書類及び特定建設工事共同企業体としての建設工事に係る一般競争入札参加資格申請書類を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
  - イ 条件付き一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号）
  - ウ 施工実績資料（様式第3号）（ただし、4の（1）のウで条件適用が無の場合は提出を要しない。）
  - エ 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）及び特定建設工事共同企業体協定書
  - オ 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和4（2022）年4月1日版）4に示す書類
- (2) 総合評価点が最も高い者は、3の（2）に示す開札後の審査書類の提出期限までに次に掲げる競争参加資格の審査に必要な書類を提出しなければならない。
- ア 配置予定技術者資料（様式第4号）及び添付資料（対象工事に従事した証明（個人による証明は不可。））
  - イ 技術職員名簿（様式第5号）（ただし、4の（1）のクで条件適用が無の場合は提出を要しない。）
  - ウ 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和4（2022）年4月1日版）15に示す書類

## 8 評価項目算定資料の提出

入札者は、価格以外の評価を行うために、次に掲げる資料を提出すること。

- ア 評価項目算定資料の提出について（様式第10-1号又は10-2号）
- イ 評価点算定資料一覧表（様式第10-3-1号又は10-3-2号）（標準型用）及び添付資料
- ウ 施工実績評価資料（様式第10-4号）及び添付資料
- エ 配置予定技術者評価資料（様式第10-5号）及び添付資料（対象工事に従事した証明（個人による証明は不可。）を含む。）
- オ 登録基幹技能者配置資料（様式第10-6号）及び添付資料
- カ 施工計画（様式第10-14号）

## 9 低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定

- (1) 低入札調査基準価格が設定されている。
- (2) 栃木県道路公社低入札価格調査制度（土木工事（電気通信設備工事を除く）、建築工事及び設備工事等）事務処理要領第6条に基づき、基本調査において数値的判断基準に適合しない場合は失格とする。
- (3) 工事費内訳書に関する取扱いは次のとおりとする。
- ア 工事費内訳書の内容が「入札における工事費（委託費）内訳書取扱要領」第7条に該当する場合には、無効又は失格とする。
  - イ 提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
  - ウ 栃木県道路公社低入札価格調査制度（土木工事（電気通信設備工事を除く）、建築工事及び設備工事等）事務処理要領第6条に基づく基本調査は、提出された工事費内訳書により行う。

## 10 入札方法

- (1) 入札は郵便入札とする。
- (2) 入札金額が同額となった場合には、〔郵便入札の手引き R4.4.27 付け 栃木県道路公社〕により実施する。
- (3) 本入札に使用する入札書の様式については、栃木県道路公社ホームページよりダウンロードした閲覧図書のzipファイルに含まれている。

## 11 その他

- (1) 総合評価に関する事項は、総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和4（2022）

年4月1日版)に示すとおりとするが、一部の項目については、別紙「変更適用」のとおり読み替えるものとする。

栃木県道路公社ホームページ <https://www.totidoko.or.jp/keiyaku/>

- (2) その他詳細不明の点については、3の(1)に示す入札担当部署に照会のこと。  
ただし、工事の内容については、3の(1)に示す工事担当部署に照会のこと。

## 入札に係る留意事項

本工事の評価項目算定資料については、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1 インターンシップによる学生の受入実績

- ・ 評価基準日の属する年度の前4ヶ年度に、学校教育法に基づく学校等に通う学生（中学生以下を除く）を対象に教育機関との取り決めをして行ったインターンシップの実績とする。

### 2 担い手確保の取組実績

- 建設業者又は建設業者で構成される団体の一員として、学校教育法に基づく学校等又は地域住民により自治会として組織される団体において、無償で行う事業であって、次に該当するものとする。
- ・ 評価基準日前4年間に、若手技術者や女性技術者等の担い手確保のため、現場見学会や出前講座、地域ふれあい活動等を通し、建設業の魅力や役割を伝える取り組みに貢献する活動を行った実績とする。

# 施工計画の作成及び実施に関する留意事項

施工計画の作成、評価及び受注後の履行性の確保については、以下により取り扱うこととする。

## 1 作成上の注意

- ① 「様式第10－14号」により作成することとし、評価項目毎に1枚作成すること。  
(様式は栃木県道路公社HPからダウンロードすることとし様式の変更は認めない。)  
<https://www.totidoko.or.jp/keiyaku/>
- ② 評価項目毎に、現場条件や設計内容等を踏まえ課題や配慮すべき事項とそれらの対応についての技術的所見を具体的に記載すること。
- ③ 各評価項目に対する技術的所見は、様式第10－14号は5提案までとし、1提案あたりの字数は200字以内とする。  
なお、句読点及び記号についても全角、半角を問わず1文字として数える。
- ④ 特定JVにあっては代表構成員が作成すること。
- ⑤ 確定案の内容を補足する資料として、図表等（A4白黒）1枚までを添付しても良い。
- ⑥ 各提案及び添付する資料内に商号又は名称等を類推できるものを記載・添付等しないこと。

## 2 評価方法

- ① 評価項目の提案毎に、課題の把握度と対応の効果の優劣を評価することとし、それらを総合的に判断し、標準型の場合は0点から8点まで、それぞれ1点刻みで評価する。
- ② 提案数が提出可能な最大数に満たない場合、未提案分について標準案が提案されたものとして評価する。
- ③ 優れた提案であっても過度なコスト負担を要する提案については、当該評価よりも下位の評価とする。
- ④ 1つの提案の中で複数の課題や対応について記述した場合又は同じ提案を複数の提案として記述した場合は1つの提案として評価する。
- ⑤ 規定の文字数及び貼付図表等の枚数を超過した場合は、超過分の内容について一切評価しない。
- ⑥ 提案に以下のようないい不適切な提案が含まれる場合には、当該評価項目のすべての提案を評価しない（様式第10－14号の場合のみ）。
  - ・当該工事に無関係な内容であるなど不適切である。
  - ・法令等の制約や実現可能性などから判断して対応が不適切である。

## 3 施工計画の履行性の確保

- ① 優れた提案が完全に履行された場合は、工事成績評定における創意工夫等において加点する。
- ② 提案の不履行又は履行性への疑義が確認された場合は、工事成績評定において、その度合いに応じ、最大8点を減点する。

## 施工計画

商号又は名称		
工事名	浄化槽・受水槽設備更新工事	
工事箇所	日光市野口日光口PA 日光宇都宮道路	
<p>※ 提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とすること。</p> <p>※ その他「施工計画の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。</p>		
評価項目	評価	実施状況
提案1		
提案2		
提案3		
提案4		
提案5		

(注意) 様式（字数・行数など）を変更しないこと。「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。

所定の欄以外に商号又は名称等を類推できる事項は記載しないこと。

## 施工計画

商号又は名称																										
工事名	浄化槽・受水槽設備更新工事																									
工事箇所	日光市野口日光口PA 日光宇都宮道路																									
<p>※ 提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とすること。</p> <p>※ その他「施工計画の作成及び実施に関する留意事項」に基づき作成すること。</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価項目</th> <th style="width: 80%;">工事中の安全管理等に関する対策について 工事中の日光口PA施設利用者等に対する安全管理及び環境保全に関する課題とその対応について技術的所見を求める。</th> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 10%;">実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提案2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提案3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提案4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提案5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			評価項目	工事中の安全管理等に関する対策について 工事中の日光口PA施設利用者等に対する安全管理及び環境保全に関する課題とその対応について技術的所見を求める。	評価	実施状況	提案1				提案2				提案3				提案4				提案5			
評価項目	工事中の安全管理等に関する対策について 工事中の日光口PA施設利用者等に対する安全管理及び環境保全に関する課題とその対応について技術的所見を求める。	評価	実施状況																							
提案1																										
提案2																										
提案3																										
提案4																										
提案5																										

(注意) 様式（字数・行数など）を変更しないこと。「評価」「実施状況」の欄は記入しないこと。

所定の欄以外に商号又は名称等を類推できる事項は記載しないこと。